公　告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和８年３月９日

収支等命令者
佐賀県立伊万里特別支援学校長　藤田　和康

1　競争入札に付する事項

（１）委託業務名　　令和８年度伊西地区県立学校消防用設備保守点検業務委託
（２）履行内容　　別紙仕様書による
（３）履行期間　　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで
（４）履行場所　　別紙仕様書による

2　入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

（１）　庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成２年佐賀県告示第 444 号）第１条第１項に規定する入札参加資格のうち令和６年度～令和８年度の消防用設備等点検整備業務に係る入札参加資格を有する者であること。

（２）　県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店等を有し、県内従業者比率が 50％以上又は県内従業員数 50 人以上の者。または誘致企業。）であること。

（３）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

（６）佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

（７）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」と「営業概要書」を令和８年３月 18 日（水）午後１時までに下記の担当校に持参、メール又は郵送（18 日（水）午後１時までに担当所属へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出すること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当校

郵便番号 848-0023 佐賀県伊万里市大坪町丙 1427

佐賀県立伊万里特別支援学校 事務室

電話 0955-23-8554　FAX 0955-20-1005

4　入札書の提出場所等

（1）入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

３の担当校に同じ。

（2）入札説明会

実施しません。なお、現場確認が必要な場合は、個別に対応しますので各学校にご連絡ください。

（3）入札及び開札の日時

ア　日　　時　令和８年３月 24 日（火）13 時 00 分

イ　必 要 書 類　入札書、委任状（代理人が入札を行う場合に限る）

ウ　入 札 方 法　入札者の直接持参

（4）入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状の提出をしてください。

（5）開札に関する事項

開札は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

（6）入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記３に確認してください。

5　その他

（1）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第３項第２号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）第 115 条第３項第３号の規定により免除します。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア　参加する資格のない者

イ　当該競争入札について不正行為を行った者

ウ　入札書の金額及び氏名及について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ　入札書の金額の最初に￥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ　入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ　一人で２以上の入札をした者

コ　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止又は延期

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止又は延期します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（５）契約書作成の要否　要

（６）落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ　落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととします。

ウ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札候補者を決定します。

エ　第１回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第１回目を含め２回を限度）を行います。

オ　落札者には、落札決定を通知します。

（７）業務内容に関する質問書の受付等

質問がある場合は、別紙書面により、令和８年３月 16 日（月）15 時までに、３の場所に持参、ＦＡＸ、電子メール等で送付してください。質問があった場合は、令和８年３月 19 日（木）16 時までにＦＡＸ、電子メール等で、入札参加資格を有する者全員に対して、回答を行います。

（８）その他

この公告に掲げる入札及び契約は、当該業務に係る令和８年度当初予算が成立しない場合は行わないものとします。この場合は、佐賀県のホームページにより公告します。

（９）当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとします。

(10) 契約条項を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 848-0023　　佐賀県伊万里市大坪町丙1427

佐賀県立伊万里特別支援学校 事務室

電話 0955－23－8554　　FAX 0955－20－1005

E-mail imaritokubetsushien@pref.saga.lg.jp